

仕 様 書

| | | |
|---------------|-------|----------------------------------|
| 品名：可搬式エアシェルター | 数量：一式 | 納入場所：県立三崎高等学校 (西宇和郡伊方町三崎 500) |
|---------------|-------|----------------------------------|

標記案件の仕様は、次のとおりである。

1 機器構成及び数量

- (1) 居室用テント 2式
- (2) 出入管理用テント 1式
- (3) トイレ用テント 1式
- (4) 空気浄化ユニット 1式
- (5) 非常用発電機 1式
- (6) 備品収納台車 1式

2 機器仕様

(1) 居室用テント

a. 用途

避難者を収容し、生活空間として使用する。

b. 生地、材質

折り畳んだ状態で1年以上の長期保管をした場合でも生地表面が変質せず、テントの展張に支障が生じない材質であること。

c. 収納方法

折り畳み収納とし、収納時のサイズは1 m³以内とする。

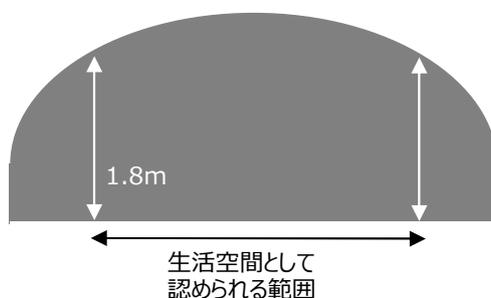
収納ケースに取っ手等が付いており、持ち運びが可能なこと。

d. 重さ

48kg以下とする。

e. 展張時の性能

テント内空間は、天井高が1.8m以上の面積が短辺4.7m以上、長辺7.5m以上確保されていること。(下図参照)



展張時の外寸は、高さ2.7m以内、短辺及び長辺はそれぞれ10m以内とする。

空気浄化ユニットからの送気により、テント内の気圧を外気に対して5~10Pa陽圧化できること。

テント生地以外のフレーム材やエアチューブ等の補助具は使用せず、空気浄化ユニットからの送気のみにより展張でき、自立が可能なこと。

テント内に照明等を取り付けるため、吊り下げ用フック等が付いていること。

テント外の電源からケーブルを引き込む場合に気密性が低下しない引き込み口があること。

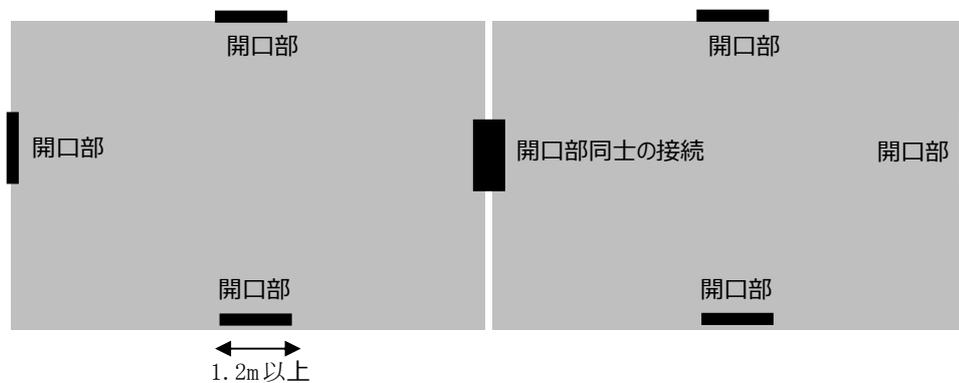
空気浄化ユニットとテントをつなぐダクトを連結する送風口については、四方それぞれの辺にあることとし、どの辺からも連結が可能なこと。

f. 開口部（下図参照）

開口幅は1.2m以上とし、ストレッチャーや車椅子の搬入が可能であること。

開口部はファスナー等で閉鎖でき、テント内の気密が確保できること。

四辺ともに開口部があり、出入管理用テント及びトイレ用テントの開口部と全て同じ形状とし、複数のテントが連結できること。なお、開口部間の接続に器具を使用しないこと。



(2) 出入管理用テント

a. 用途

居室用テントへの入室にあたり、放射性物質の付着有無等を確認するために使用する。

b. 生地、材質

居室用テントと同じであること。

c. 収納方法

折り畳み収納とし、収納時のサイズは1 m³以内とする。

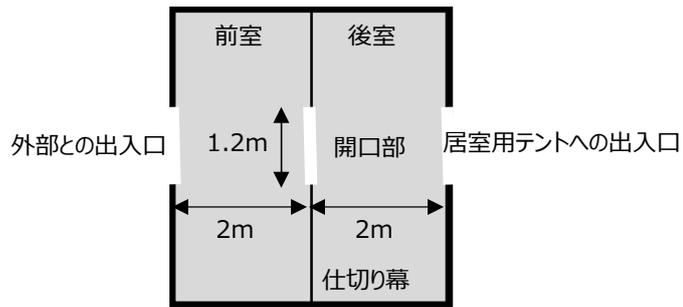
収納ケースに取っ手等が付いており、持ち運びが可能なこと。

d. 重さ

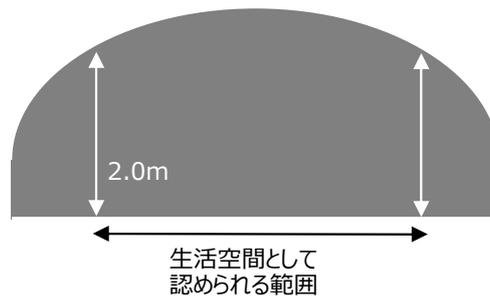
25kg以下とする。

e. 展張時の性能

テント内は、前室（外部と接続する開口を有する室）及び後室（居室用テントと接続する開口を有する室）から構成され、前室と後室は固定された仕切り幕が配置されており、前室と後室の間は仕切り幕に設けられた幅1.2m以上の開閉可能な開口部があること。また、前室、後室とも、開口部に対して奥行を2mとすること。（下図参照）



また、テント内空間は、天井高が2.0m以上の面積が短辺、長辺とも4m以上確保されていること。(下図参照)



展張時の外寸は、高さ2.7m以内、短辺及び長辺はそれぞれ10m以内とする。

空気浄化ユニットからの送気により、テント内の気圧を外気に対して5~10Pa陽圧化できること。

テント生地以外のフレーム材やエアチューブ等の補助具は使用せず、空気浄化ユニットからの送気のみにより展張でき、自立が可能なこと。

テント内に照明等を取り付けるため、吊り下げ用フック等が付いていること。

テント外の電源からケーブルを引き込む場合に気密性が低下しない引き込み口があること。

空気浄化ユニットとテントをつなぐダクトを連結する送風口については、四方それぞれの辺にあることとし、どの辺からも連結が可能なこと。

f. 開口部

開口幅は1.2m以上とし、ストレッチャーや車椅子の搬入が可能であること。

開口部はファスナー等で閉鎖でき、テント内の気密が確保できること。

居室用テント及びトイレ用テントの開口部と全て同じ形状とし、複数のテントが連結できること。なお、開口部間の接続に器具を使用しないこと。

(3) トイレ用テント

a. 用途

避難者が使用する簡易トイレ等を設置するため使用する。

b. 生地、材質

居室用テント及び出入管理用テントと同じであること。

c. 収納方法

折り畳み収納とし、収納時のサイズは1 m³以内とする。

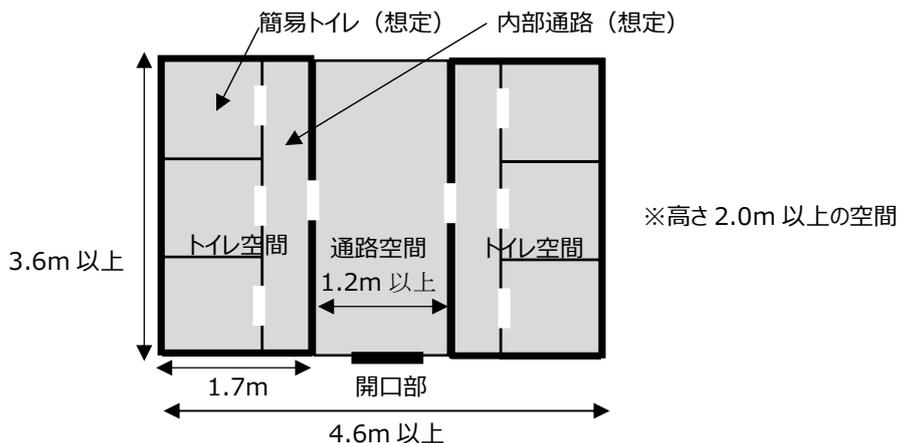
収納ケースに取っ手等が付いており、持ち運びが可能なこと。

d. 重さ

25kg以下とする。

e. 展張時の性能

テント内は、男性用と女性用を想定し、2つのトイレ空間とその間の通路から構成されること。また、各トイレ空間内に簡易トイレを設置することを想定し、天井高さが2.0m以上の空間が、短辺は3.6m以上、長辺は4.6m以上確保されていること。(下図参照)



展張時の外寸は、高さ2.7m以内、短辺及び長辺はそれぞれ10m以内とする。

空気浄化ユニットからの送気により、テント内の気圧を外気に対して5~10Pa陽圧化できること。

テント生地以外のフレーム材やエアチューブ等の補助具は使用せず、空気浄化ユニットからの送気のみにより展張でき、自立が可能なこと。

テント内に照明等を取り付けるため、吊り下げ用フック等が付いていること。

テント外の電源からケーブルを引き込む場合に気密性が低下しない引き込み口があること。

f. 開口部

開口部は通路空間のうち、トイレ空間と接していない面の1箇所のみとし、トイレ用テントの通り抜けが出来ない構造とすること。

開口幅は1.2m以上とし、ストレッチャーや車椅子の搬入が可能であること。

開口部はファスナー等で閉鎖でき、テント内の気密が確保できること。

居室用テント及び出入管理用テントの開口部と全て同じ形状とし、複数のテントが連結できること。なお、開口部間の接続に器具を使用しないこと。

(4) 空気浄化ユニット

a. 用途

居室用テント、出入管理用テント、トイレ用テント内に放射性物質を除去した空気を送気し、テント内を外気に比べ5~10Pa陽圧化するために使用する。

b. 重量

200kg以下とする。

c. 運搬に関する性能

幅90cm以下の通路を運搬できる規格とする。

人が押して運搬するためのキャスターが付いていること。

d. 送気に関する性能

空気浄化ユニットは、外気の放射性物質を除去するためのフィルタAと、放射性ヨウ素を除去するためのフィルタBから構成され、フィルタA, Bには、それぞれ目詰まりを予防するためのプレフィルタ（フィルタC）を介した空気が送気されること。

外気の放射性物質を99.5パーセント以上除去できること。

送気量（m³/h）は、居室用テント内寸面積（m²）に20を乗じた値以上とし、居室用テント、出入管理用テント、トイレ用テントすべてが常時自立可能であること。

居室用テント、出入管理用テント、トイレ用テントをすべて連結した状態で送気を行い、10分以内に展張ができること。

（5）非常用発電機

a. 用途

エアシェルターを展開する施設の電源が使用できない場合に、空気浄化ユニット及び各テント内で使用する機器の電源として使用する。

b. 重量

375kg以下とする。

c. 運搬に関する性能

幅90cm以下の通路を運搬できる規格とする。

人が押して運搬するためのキャスターが付いていること。

d. 発電に関する性能

空気浄化ユニット、テント内に設置する照明機器、スポットクーラー（ヒーター）等を常時稼働するための出力を有していること。

本体内蔵又は外付けの燃料タンク、蓄電池等を用いて3日以上連続運転が可能であること。

（6）備品収納台車

a. 用途

テント内に設置する照明機器、スポットクーラー（ヒーター）等の保管に使用する。

b. 規格

60cm×80cm×高さ170cm程度、台車重量は50kg程度とする。

3 その他

（1）運用マニュアルの整備

避難者自身が本資機材を展開できるよう、運用マニュアルを作成すること。

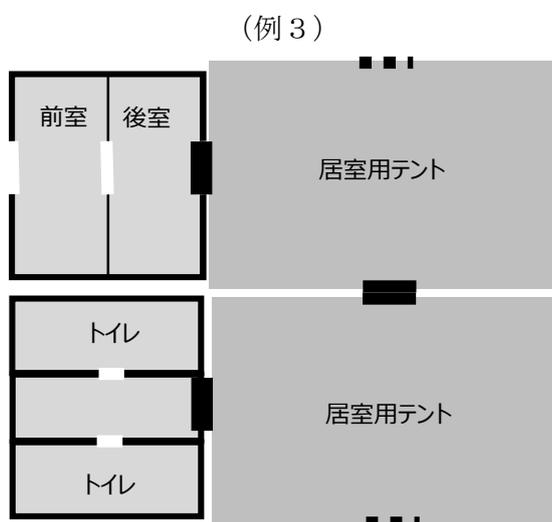
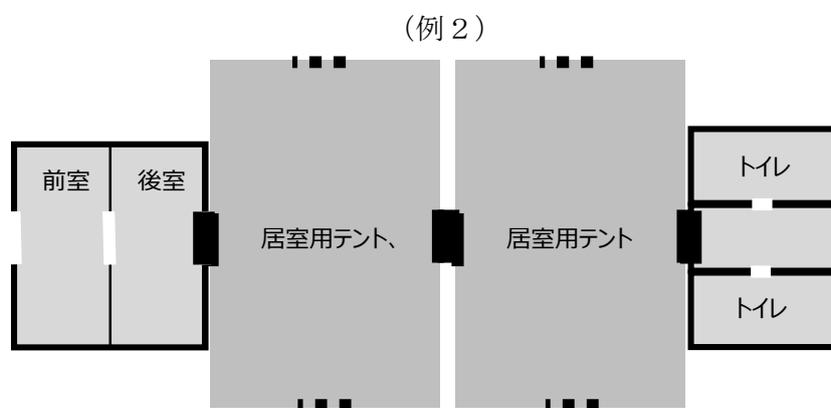
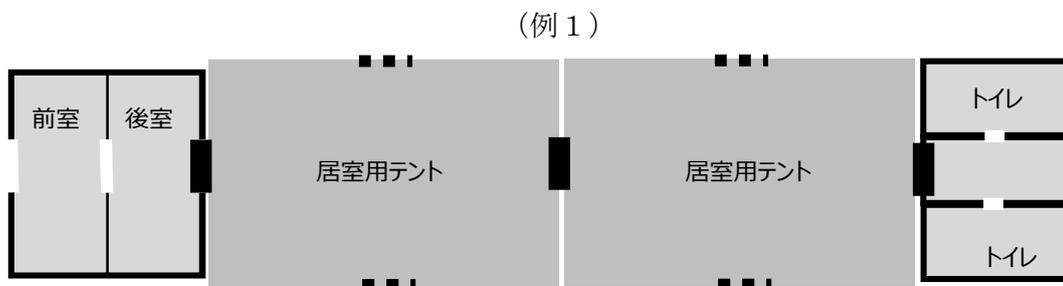
作成にあたっては、愛媛県と協議の上、内容を決定すること。

（2）訓練時の展張支援

令和7年度愛媛県原子力防災訓練において、納品物又は納品物と同等品を展張することとし、運用支援を行うこと。

訓練での展張は令和7年度下半期（別途、愛媛県が示す日時）とし、愛媛県と協議の上、内容を決定すること。

(3) 下記に展張時のレイアウト例を示す。



4 納入期限

令和8年3月28日（金）まで